

2022年8月通常会議 2021年度特別会計決算に対する討論

2022年10月13日

立道秀彦

私は、日本共産党大津市会議員団を代表して、議題となっております

議案第79号 令和3年度大津市国民健康保険事業特別会計の決算の認定について、

議案第82号 令和3年度大津市介護保険事業特別会計の決算の認定について、

議案第83号 令和3年度大津市後期高齢者医療事業特別会計の認定について、

以上3議案に対して反対討論を行います。

初めに、議案第79号についてです。

2021年度も新型コロナウイルス感染症が感染の波を繰り返し、市民は命と健康に対する不安と厳しい生活状況に置かれました。2020年度に引き続き、所得が減少した世帯に対して国が減免措置を行ったこともあり、大津市の収納率は0.2%増加し、95.8%となり、実質収支で5億6,000万円の黒字を計上しました。国民健康保険に加入している世帯は、非正規雇用の労働者、シングルマザー、現役を引退した高齢者など、所得が少ない方々が多くを占めています。その上、新型コロナの影響で、必要が広がり、年金が下がり、苦しい生活に追い打ちをかけています。市内の状況を見れば、国民健康保険加入者は2020年3月末の所得階層別加入状況では、被保険者人数は6万5,680人で、市全体の人口の19%となっています。そのうち所得なしから300万円までの世帯が4万4,453世帯と、全加入世帯の94%となっています。所得なしに区分されている世帯は、1万4,357世帯で、28.9%と、市内でも所得の低い世帯が多く加入していることが見てとれます。

こうした中で、本年3月末で未納世帯は3,721世帯、7.4%で、短期保険証世帯は1,727世帯となっており、一段と保険料の負担が重くなっていることが明らかになっています。2021年度の保険料は、所得200万円、40歳夫婦と子ども1人の標準世帯で35万6,220円と、所得の17.8%でした。所得200万円で35万円の負担は、そもそも重過ぎます。保険料を除いて単純に計算すれば、1年間165万円を月々にして13万8,000円ぐらいで家族3人が生活をしなければならないということです。国民健康保険運営協議会の委員の方からは、これだけの保険料を払って生活できるものなのかと発言がされるくらいです。これでは、憲法第25条の健康で文化的な生活を営む権利を保障することはできません。

全日本民主医療機関連合会が発表している2021年の経済的理由による手後れ死亡事例報告では、22都道府県で45の事例があり、その36%が保険料を滞納、51%は保険証を所持していたが窓口の医療負担が重くて受診できない要因になっていたと分析しています。経済的困窮が医療にかかれず手後れにつながる実態が続いています。また、均等割は、子どもの数が多くなるほど保険料が高くなるもので、少子化対策にも逆行し、その軽減や減免を我が会派は求めてきました。国民からも子どもの均等割をなくせという声が広がり、国はようやく2022年度から未就学児に限定して2分の1に軽減しましたが、不十分です。子どもに係

る分は減免を国に求めるとともに、たちまちは市独自で減免に取り組むべきでした。

また、新型コロナウイルスに感染した被用者に傷病手当が支給されますが、事業主には支給されません。感染によって生活が大変になるのは事業主も同じであり、事業主にも市が負担して支給されるようにすることが必要です。新型コロナウイルス感染によって医療、保健体制の大切さ、充実の必要性、誰もが安心して医療が受けられる環境を整えることの重要性を改めて認識することになりました。市民が保険料が払えず医療を心配して受診をためらい手後れになったり重症化しないために、県に対して基金からの繰入れを求めると同時に、黒字分5億6,000万円を保険料引下げに活用し、払える保険料にすべきでした。

以上の点を指摘し、本議案に反対します。

次に、議案第82号についてです。

高齢化が進み、介護を必要とする方が増える中で、介護は社会が支えるとして2000年から導入された介護保険制度ですが、保険料は上がる一方で、要介護度に応じてサービス内容の支給額が制限されるという矛盾はそのままにして、要支援の介護保険給付外しを行い、2021年度には介護施設に入所する低所得者の負担を軽減する補足給付を改悪しました。負担を重くし、入所者が退所せざるを得ない状況や入所をためらう事態を招いており、まさしく保険あって介護なしの状況が顕著になっています。保険料の負担は、制度開始から上がり続け2倍になっている一方で、頼みの綱である年金は引下げが行われ、高齢者の生活を大きく圧迫しています。2021年度の決算資料では、所得段階別滞納者数で見れば、13段階ある所得階層の標準の5段階以下の被保険者人数は5万5,486人で、全被保険者の57%を占め、滞納人数は623人で、全体の滞納者の60.7%と、低所得者層ほど滞納が多いことが分かります。サービスを利用すれば利用料の負担があり、低所得者層ほど必要なサービスを受けられず、生活の質が保てない状況が起きています。

昨年度に続き本年も市民の方々が高い保険料に対して不服審査請求を行っておられます。国は、さらに2023年に制度改悪を行い、介護サービスの低下や負担を重くしようとしています。介護の必要な人が安心して介護が受けられる、生活の質が保てるよう負担限度を超える保険料、利用料を引き下げるために、むしろ国は公費負担を増やすべきであり、市としても強く介護保険制度の改善を国に求める必要があります。また、国の対応が不十分な下では、市独自に減免制度を設けること、保険料の負担区分をさらに細分化すること、一般会計からの繰入れで負担軽減を図り、安心の制度へ努力すべきでした。

また、介護サービスを提供する事業者の運営状況は、昨年が続いて新型コロナの感染拡大により、感染対策やクラスターの発生などで、これまでから厳しい状況に追い打ちをかけています。介護報酬は、コロナ特例の措置が講じられたものの、感染を心配して利用を控える利用者がある上に、介護人材の不足により、新規利用者を受入れできない事業所が閉鎖に追い込まれるなど、厳しい状況が続く、事業者も利用者も今後のサービス提供に大きな不安を抱えています。国に報酬の特例の継続や拡充と併せて介護従事者の配置基準の見直しや雇用の正規化、長時間労働の是正などに取り組むよう求めていただくとともに、県と連携して人

材の養成や確保の取組を強めることを求めます。

また、地域包括支援センターの相談件数が増加する下で、多様な課題を抱える世帯や独り暮らしの高齢者の暮らし全体を支えることが求められており、地域での役割が非常に重要になっています。センターの整備目標を達成することはもちろんですが、地域の高齢者や支え手の状況など、現状を把握し、適切な職員体制となるよう充実を図るべきでした。

以上の点を指摘し、本議案に反対します。

最後に、議案第 83 号についてです。

2008 年に 75 歳になれば国民健康保険や協会けんぽなどから脱退させられ、高齢者のみの保険に加入させられる後期高齢者医療制度が導入されて 14 年が経過しましたが、保険料の負担は増える一方で、2019 年 10 月からは、発足時より国が行ってきた保険料の軽減措置も廃止されました。消費税は上がるのに年金は下がり続け、暮らしは一段と苦しくなる中、年寄り早く死ぬということかと怒りの声が上がるとも当然です。2021 年度末の天津市の被保険者は、所得なしから 150 万円未満の低所得者が 94%を占め、滞納者の割合も 150 万円未満の方が 84%となり、重い保険料負担が高齢者の暮らしを追い詰めていることが分かります。天津市は、市政運営の基本である総合計画に高齢者が地域で生き生きと生活できるように取り組むことを掲げていますが、こうした高齢者の現状を重く受け止め、安心して医療を受け、生き生きと暮らすことができるよう、市として県後期高齢者医療広域連合議会において保険料負担の軽減を図ることを提起することや、従前の老人保健制度に戻すよう国に働きかけるなど、力を尽くすべきです。直ちに取り組んでいただくことを求め、本議案に反対するものです。

以上で討論を終わります。